

第32回 臨床研究部会	参考資料 2
令和 5 年 1 月 12 日	

厚生科学審議会臨床研究部会において受ける報告について（令和 2 年 2 月 20 日  
臨床研究部会長決定）

標記について、厚生科学審議会臨床研究部会運営細則（平成 29 年 8 月 2 日臨  
床研究部会長決定）第 9 条の規定に基づき、以下のとおり定める。

臨床研究部会（以下「部会」という。）において報告を受ける場合には、各委  
員が書面による報告を受けた後、部会長の判断により、当該報告をもって部会が  
報告を受けたものとすることができる。